平成２３年（フ）第５５号
熊本県球磨郡湯前町70番地13
債務者　松本健太郎
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第９２６号
東京都稲城市押立845番地の５多摩川コーポ２－Ｂ
債務者　秋元　　理
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３２８号
北海道旭川市８条通16丁目80番地の９　コーポ８条207号室
債務者　大野　恵理（旧姓武澤）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３号
岩手県宮古市田老字立腰37番地
債務者　中田　　浩
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第６５９号
東京都八王子市めじろ台２丁目66番地17コーポ植松103号
債務者　坂本　　訓
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５９５７号
大阪市東淀川区北江口３丁目５番11―102号
債務者　白井　**憲**司
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６号
熊本県水俣市月浦269番地13まどか園、住民票上の住所熊本県八代市井上町409番地４
債務者　吉田　信次
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第７８号
熊本県八代市高島町4255番地５
債務者　渡邊　隆次
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第４０３号
川崎市多摩区西生田２丁目９番27―304号
債務者　吉松　弘樹
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４０４号
川崎市多摩区西生田２丁目９番27―304号
債務者　吉松久美子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４４２号
川崎市多摩区西生田３丁目18番20号　ハイツソラーナⅡ101、前住所川崎市多摩区南生田２丁目16番３号
債務者　村西　英子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４７０号
川崎市宮前区犬蔵３丁目５番１―510号　市営住宅
債務者　若佐　博道
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４７７号
川崎市多摩区南生田５丁目21番26号　浦部アパート101、前住所東京都中央区月島３丁目22番９号
債務者　鎌田　照子（旧姓入口）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４８６号
川崎市川崎区東門前１丁目14番10号　ハッピードア208、前住所神奈川県厚木市温水西１丁目14番10号
債務者　辻　　幸恵
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係